平成２１年（フ）第１００４号
京都府宇治市五ケ庄折坂63番地の２　ラポート折坂306号
債務者　上岡　正幸
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１６号
京都市右京区西院東貝川町60番地２　グラン・コート葛野大路704号
債務者　小澤　　潤
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４３７号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目12番10―305号
債務者　平山　和雄
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４８５号
兵庫県西宮市段上町３丁目11番１号県営住宅106号室、住民票上の住所兵庫県西宮市分銅町２番12号小林方
債務者　西田　吉宏
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４８８号
兵庫県西宮市北昭和町９―36　メイプル西宮301号、住民票上の住所兵庫県西宮市上大市４丁目18番53号
債務者　上野　正義
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５０６号
兵庫県尼崎市元浜町３丁目26番地
債務者　南野　由佳
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１４６号
鳥取県鳥取市福部町岩戸124番地の２
債務者　平島　昭治
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５９号
鳥取県倉吉市清谷521番地
債務者　福井　保夫
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６７号
鳥取県鳥取市元魚町１丁目113番地
債務者　尾﨑奈津子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６８号
鳥取県倉吉市清谷521番地
債務者　福井　貢起
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２５号
山口県下関市彦島江の浦町３丁目１番16―Ｂ３号　三菱重工杉田５号アパート
債務者　丸野　春代
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１６７号
山口県下関市秋根西町２丁目７番２号　はやし住宅ビル402号
債務者　松浦　栄子（旧姓志賀）
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２８７号
愛媛県松山市祇園町５番13号
債務者　熊本　　遥
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３２３号
愛媛県松山市東垣生町344番地９
債務者　松岡　耕治
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３３７号
愛媛県松山市今在家１丁目８番31号　グリーンハイツⅠ201号
債務者　上野　直美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３４４号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井356番地１　メゾンレスポワール403号
債務者　村上　哲也
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５１号
宮崎県えびの市大字内竪707番地５、前住所熊本県球磨郡あさぎり町深田東1861番地
債務者　田原　　勉
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部